

経 済 産 業 省

輸出注意事項 20 第 10 号

平成 21・03・06 貿局第 1 号

外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項第一号の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引についての一部を改正する通達を次のように制定する。

平成 21 年 4 月 1 日

経済産業省貿易経済協力局長 藤田 昌宏

「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項第一号の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引について」の一部を改正する通達

外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項第一号の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引について（4 貿局第 492 号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

外国為替及び外国貿易法第25条第1項第一号の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引についての一部を改正する通達新旧対照表

外国為替及び外国貿易法第25条第1項第一号の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引について4貿局第492号(傍線部分が改正部分)

改 正 後	現 行
<p>(略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>別紙1・別紙2 (略)</p> <p>別紙2-2 役務取引許可事務の取扱区分</p> <p>1 役務取引の許可</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 役務取引許可事務の取扱区分</p> <p>役務取引の許可事務は、次の区分により行う。</p> <p>ア 経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課が役務取引の許可を行う取引</p> <p>(ア) 取扱要領の 3(2)の一般包括役務取引許可の範囲(以下「一般包括役務取引許可範囲」という。)における取引(取扱要領別紙2(5)の規定中一般包括役務取引許可の効力を失うものとされる取引及び同(8)の規定に基づき一般包括役務取引許可の効力を失うものとされる取引並びに本別紙の1(2)イにおいて安全保障貿易審査課が役務取引の許可を行うこととされている取引を含む役務取引契約による取引を除く。)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別紙3・別紙4 (略)</p> <p>参考様式1~4 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>別紙1・別紙2 (略)</p> <p>別紙2-2 役務取引許可事務の取扱区分</p> <p>1 役務取引の許可</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 役務取引許可事務の取扱区分</p> <p>役務取引の許可事務は、次の区分により行う。</p> <p>ア 経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課が役務取引の許可を行う取引</p> <p>(ア) 取扱要領の 3(2)の一般包括役務取引許可の範囲(以下「一般包括役務取引許可範囲」という。)における取引(取扱要領別紙3(5)の規定中一般包括役務取引許可の効力を失うものとされる取引及び同(8)の規定に基づき一般包括役務取引許可の効力を失うものとされる取引並びに本別紙の1(2)イにおいて安全保障貿易審査課が役務取引の許可を行うこととされている取引を含む役務取引契約による取引を除く。)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別紙3・別紙4 (略)</p> <p>参考様式1~4 (略)</p>